

News Letter

2022年
6月

中国四国農政局
香川県拠点

ハウス栽培の小原紅早生みかんの出荷が始まりました

香川県を代表する産品である小原紅早生みかんを紹介いたします。坂出市にあるJA香川県坂出みかん選果場で、小原紅早生みかん(ハウス栽培)の出荷が、6月中旬から始まりました。

小原紅早生みかんは、昭和48年、香川県坂出市の生産者小原幸晴氏のみかん園で栽培されていた「宮川早生」という品種の中に偶然発見された枝変わりの紅いみかんを、地域の人たちが協力して接ぎ木で増やして長い時間をかけて育てあげた香川県オリジナルの温州みかんの品種です。

小原紅早生みかんの特徴は、果皮の色が鮮やかな濃紅色で、国内で栽培される温州みかん約100品種の中で、最も紅いと言われています。

露地栽培のほか、越冬栽培、ハウス栽培の3つの作型で栽培することにより長期間の販売が可能で、実需者に対するアピール力も強く、特にハウス栽培のものは、温州みかんの出回り時期でない夏場に食べることができる「紅くて甘いみかん」として人気が高く、初出荷時には、初競りが新聞やTVなどの地元メディアに取り上げられています。



ハウス内の様子 (たわわに実ったみかん)

が取り組んでおり、今年は35トンの出荷量を見込んでいます。

今年の出来について、JA香川県高松市西部地域温室みかん部会の小林部会長は、「天候に恵まれたこともあり、例年より糖度が高く、非常に甘く仕上がっており、最高の出来映えになっている。」と話していました。ハウス栽培の小原紅早生みかんの出荷は8月上旬まで続き、主に地元の市場に出荷されます。

高松市中央卸売市場であった今年の初競りでは、きり箱入のものが1箱(25個入り)25万円の最高値で落札されました。

地理的表示(GI)保護制度ホームページ https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/



宮川早生との色の比較(写真提供:JA香川県)

品質面では、JA香川県が大きさや色などの外観だけでなく、糖度や酸度を検査できる光センサー式の選果機を導入し、糖度12.5以上の最上級品は「さぬき紅」、糖度11.5以上は「金時紅」のブランド名で販売されています。

また、平成29年12月15日に「香川小原紅早生みかん」として県内ではじめて地理的表示(GI)保護制度に登録されました。

現在、ハウス栽培には、高松市内の4戸の農家



特秀品はきり箱に詰められます

熱中症に注意しましょう！

梅雨を迎え、これから暑い時期に入ります。暑さ対策は万全ですか？

8月にかけて熱中症が急激に増加します。農作業中にも多数の方が亡くなっています。

屋外の作業だけではなく、屋内でも注意が必要です。日々の健康管理に気をつけるほか、作業前・作業中の水分補給やこまめな休憩をとりましょう。

中国四国農政局では、農作業に従事する皆様に向けて、農作業の安全対策に関わる情報「中国四国「+（プラス）安全min」」を発信しています。ぜひご覧ください。

（中国四国農政局ホームページ） <https://www.maff.go.jp/chushi/seisan/anzen/index.html>

農作業中の熱中症対策チェック

✓ 高温時の作業は、避けましょう

特に70歳以上の方は、のどのかわきや気温の上昇を感じづらくなります。

日中の気温の高い時間帯は外して作業しましょう。

✓ 単独作業は、避けましょう

なるべく2人以上で作業し、時間を決めて声をかけあったり、異常がないか確認しあうようにしましょう。

✓ 20分おきに休憩 & 水分補給しましょう

涼しい日陰などで作業着を脱ぎ、体温を下げましょう。

のどがかわいていなくても、20分おきに毎回コップ1～2杯以上を目安に水分補給しましょう。

✓ 適宜マスクをはずしましょう

屋外やハウスで人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保出来る場合にはマスクをはずすようにしましょう。

みどりの食料システム法が成立しました

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案が、今国会（第208回）で可決・成立しました。

この法律の目的は、環境と調和のとれた食料システムの確立を図り、農林漁業及び食品産業の持続的な発展並びに国民に対する食料の安定供給の確保に資するとともに、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会の構築に寄与することです。

このため、①環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念等を定めるとともに、②農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を設け、③認定を受けた者に対する農業改良資金等の償還期間の延長、④農地法等に基づく手続の簡素化等の支援等の措置を講じることとします。

・「みどりの食料システム法」に関連する資料は、こちらにまとめています。（農林水産省ホームページ）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

輸出促進法等の改正について

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律が、今国会（第208回）で可決・成立しました。

令和2年4月、輸出促進法が施行され、農林水産物・食品の輸出額は堅調に推移し、令和3年の輸出額は初めて1兆円に到達しました。輸出拡大をさらに加速化し、2025年2兆円、2030年5兆円の輸出額目標を達成するためには、さらなる施策の強化が必要です。

このため、①農林水産物又は食品の輸出先国での需要の開拓等の業務を行う団体の認定制度の創設、②輸出事業計画の認定を受けた者に対する金融上の措置の拡充等を行うとともに、③日本農林規格の制定対象への有機酒類の追加等の措置を講じることとします。

詳細は下のホームページをご覧ください。（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/yusyutu_kokusai/index.html

編集：中国四国農政局 香川県拠点

〒769-0019 高松市サンポート3番33号

TEL (087)883-6500(内線3513) FAX(087)883-6504 <農政局HP> <https://www.maff.go.jp/chushi/>

◆ニュースレターに関するアンケートにご協力ください。<https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/nl180401.html>